

文化会館第2駐車場と木山交差点との 土地交換に関する疑問へのお答え

このことにつきましては、平成29年12月定例議会において調査特別委員会委員長から議会に報告された内容が「議会だより」に掲載されたところです。

この件に関しては、町民の方々から同様の内容の問い合わせをいただいております。報告書に記載された以下3点につきまして、お答えさせていただきます。

- ① 土地交換で町に損害を与えたのではないかと
- ② 町の条例に違反していないかと
- ③ 用途廃止は町長裁量権の逸脱ではないかと

① について

土地の評価、線引きにおいて、鑑定された土地の価格、および残地への道路整備費を合わせた金額について町に損害を与えたのではないかと、ということに対してご説明いたします。

- 当初、交換を行うため町で鑑定を依頼した金額が、後に調査特別委員会において依頼された鑑定金額と比べ、約600万円高い結果となったことで、町が損失を与えたものと指摘されておりますが、土地の価格は変動するものであり、鑑定した時点が異なれば価格には差が生じるものです。
- 鑑定を依頼する方法についても、交換した当時の画地評価と異なる方法により調査特別委員会が鑑定を依頼されているため、価格に違いが生じます。なお、異なる方法で鑑定したことについては、報告書では触れていません。
- 残地までの道路を整備するものと仮定して、道路整備費500万円の損失が生じることとされておりますが、結果的に予算に計上されておらず、町に損害を与えたことにはなりません。

② について

益城町の「財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第2条にある「本町において公用または公共用に供する」との規定に違反しているのではないかと、ということに対してご説明致します。

- 同条例第2条にいう「本町において」とは、「益城町の中において」との意味で、所管がどこか、事



業主体がどこかを問うものではありません。

- 木山交差点の改良につきましては、地震前からの、町民の長年の願いであり、歴代の町長も県に対して強く要望を行ってまいりました。議会においても、一般質問の中で木山交差点の土地取得について要望されております。町としましては、このような背景に基づき、町民の安全安心を守るため、また、木山地区のまちづくりを進めるためには絶対に必要であると判断し、木山交差点の土地取得を行ったものです。さらに今後は、木山地区の「益城中央被災市街地復興土地地区画整理事業」予定地内の土地として事業に供することとしており、まさしく「公用又は公共用に供するため」に該当するものであり、条例に違反しているとの指摘には当たらないものと考えます。

③ について

今回の土地交換について、町長が土地を取得したいとの思いから、町民や議会に周知することなく、勝手に行ったことではないかと、ということに対してご説明いたします。

- 地方自治法第149条第1項第6号では、町長の担当事務（権限）に関して「財産を取得し、管理し、及び処分すること」と規定されています。
- 今回の土地取得につきましては、町民の長年の願いをかなえるため、また、町民の安全安心を守るために行ったものです。土地取得の方法につきましても、益城町の「財産の交換、譲与、無償貸与等に関する条例」第2条によって普通財産として交換しているため、地方自治法第96条でいう議会の議決事項には該当せず、町長の裁量権逸脱・濫用という指摘は当たらないものと考えます。

結 論

今回の土地交換につきましては、事前に町の顧問弁護士に法令等に違反していないことを確認の上行っており、問題はないと考えています。